

3月13日（日）公布



平成23年3月  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、非常に大きな津波を伴って、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害が発生しています。また、12日には長野県北部の地震も発生するなど、広い範囲で甚大な被害が発生しています。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

3月12日（土）、以下のとおり、激甚災害の指定を行う政令を閣議決定しました。

### I 政令の概要

本政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震などの地震による被害が、激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、早期に激甚災害（全国を対象とする本激）に指定したものです。

### II 主な適用すべき措置

#### （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

#### （2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について通常の国庫補助のかさ上げを行います。

#### （3）水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）

水産動植物の養殖施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率10分の9／10を上限に補助を行いません。

#### （4）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を講じます。

その他、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計 18 の措置を適用します。

政令第十八号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第九条から第十四条まで、第十

六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二  
条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の  
事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の  
一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置  
に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）  
の規定によりなお従前の例によることとされる中  
小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関  
係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第  
二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前  
の法第十三条に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当  
該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令

で定める率は、いずれも十分の九とする。

一 魚類養殖施設

二 貝類養殖施設

三 海藻類養殖施設

四 前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十三年九月十一日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第四条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生し

た市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害じんによる被災区域」という。）とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第五条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年三月十日とする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。